

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく富士河口湖町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

路線名：大石・河口・浅川・船津線	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	合意状況
ブチベンション村	南都留郡富士河口湖町大石2153-6先	富士河口湖町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員82人以下の自動車に限る。	富士河口湖町において、令和3年5月26日合意
湯口	南都留郡富士河口湖町大石2482先		
菅記念研修館前	南都留郡富士河口湖町大石2300先		
馬場久保	南都留郡富士河口湖町大石470先		
吉原	南都留郡富士河口湖町大石1571先		
真如苑前	南都留郡富士河口湖町大石2585-118先		
大石荘前	南都留郡富士河口湖町大石1494-1先		
あけぼの荘前	南都留郡富士河口湖町大石1474-1先		
河口湖自然生活館	南都留郡富士河口湖町大字宇前浜1467-8、1467-9		
学校前	南都留郡富士河口湖町大石1396先		
北浜荘前	南都留郡富士河口湖町大石2953先		
サニーデ前長崎公園入口	南都留郡富士河口湖町大石2578先		
紅富士荘前	南都留郡富士河口湖町河口2355-2先		
久保田一竹美術館	南都留郡富士河口湖町河口2320-3先		
西川	南都留郡富士河口湖町河口1816先		
河口小学校前	南都留郡富士河口湖町河口1662先		
河口局前	南都留郡富士河口湖町河口45-2先		
開田碑前	南都留郡富士河口湖町河口828-1先		
河口湖美術館前	南都留郡富士河口湖町河口659-5先		
湖山亭うぶや前	南都留郡富士河口湖町浅川10先		
浅川	南都留郡富士河口湖町浅川614先		
遊覧船・ロープウェイ入口	南都留郡富士河口湖町浅川1165-1先		
遊覧船のりば	南都留郡富士河口湖町船津4041先		
みはらし前	南都留郡富士河口湖町船津4037先		
河口湖商店街	南都留郡富士河口湖町船津3851先		
富士見台	南都留郡富士河口湖町船津4899先		
船津入口	南都留郡富士河口湖町船津4776-1先		
河口湖駅	南都留郡富士河口湖町船津3631-5先		

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく富士河口湖町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：西湖・根場・長浜・大嵐・勝山線	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	合意状況
西湖民宿	南都留郡富士河口湖町西湖南4-11先	富士河口湖町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員82人以下の自動車に限る。	富士河口湖町において、令和3年5月26日合意
魚眠荘前	南都留郡富士河口湖町西湖2503先		
西湖キャンプ場	南都留郡富士河口湖町西湖1231先		
大路原	南都留郡富士河口湖町西湖1224先		
観岳園キャンプ場	南都留郡富士河口湖町西湖1131先		
桑留尾	南都留郡富士河口湖町西湖991-2先		
森下キャンプ場	南都留郡富士河口湖町西湖674先		
西湖前浜	南都留郡富士河口湖町西湖238先		
西湖渡船場入口	南都留郡富士河口湖町西湖2477先		
西湖学校前	南都留郡富士河口湖町長浜1203先		
足和田出張所前	南都留郡富士河口湖町長浜1272先		
長浜	南都留郡富士河口湖町長浜1333-3先		
長浜入口	南都留郡富士河口湖町長浜1373先		
平浜橋	南都留郡富士河口湖町長浜1547-1先		
平浜	南都留郡富士河口湖町長浜1919-1先		
勝山	南都留郡富士河口湖町勝山967先		
勝山民宿村	南都留郡富士河口湖町勝山990-3先		
富士御室浅間神社	南都留郡富士河口湖町小立2100先		
小立	南都留郡富士河口湖町小立1935-1先		
林	南都留郡富士河口湖町小立2479先		
乳ヶ崎	南都留郡富士河口湖町小立1758-11先		

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく富士河口湖町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称 路線名：精進湖・本栖湖線	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようするため必要と認める事項	合意状況
赤池	南都留郡富士河口湖町赤池588-21先	富士河口湖町と運行協定を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車人員82人以下の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	富士河口湖町において、令和3年5月26日合意
湖畔荘 キャンプ場	南都留郡富士河口湖町精進550-111先			
精進湖	南都留郡富士河口湖町精進478先			
精進レークホテル前	南都留郡富士河口湖町精進255先			
ふじみ荘前	南都留郡富士河口湖町精進303-1先			
山田ホテル前	南都留郡富士河口湖町精進478先			
バノラマ台下	南都留郡富士河口湖町精進483先			
精進キャンプ場	南都留郡富士河口湖町精進495先			
はつかり荘前	南都留郡富士河口湖町精進500先			
精進湖民宿	南都留郡富士河口湖町精進514-1先			
本栖湖入口	南都留郡富士河口湖町本栖湖483先			